

環境と保健に関するバンコク宣言のポイント

各国の環境・保健大臣は、環境と保健地域フォーラムの憲章を採択し、フォーラムを設立する。

省庁、セクター間、地域、国際の各レベルでの協力、協調、計画立案を発展させ、能力開発、情報・技術・リソースの交換を進め、国境を越えた共通の課題に取り組む。また多様な関係者の参加を促す。

6つのテーマ別作業グループの作業計画を承認し、利用できるリソースを考慮しつつ作業計画を実行に移すよう各グループに要請する。

チュラボン研究所等の研究・訓練機関に対し、地域の人材育成に主要な役割を果たすよう求める。

UNEP 及び WHO に対し、地域フォーラム及び補助機関の事務局の役割を果たすよう求める。

国際パートナー機関に対し、憲章の実施に当たっての支援を求める

各国は、環境と保健に関する国家行動計画又はこれに相当する計画を引き続き発展させ、実施に移すこととする。

3年後に韓国で閣僚級会合を開催し、各国の国家行動計画及びテーマ別作業グループの作業計画の進捗状況を評価する。また、我々の作業の方向性と優先順位について議論し、同意を得る。